

## 第7期君津市障害福祉計画・第3期君津市障害児福祉計画（素案）概要版

### 第1章 計画の策定にあたって

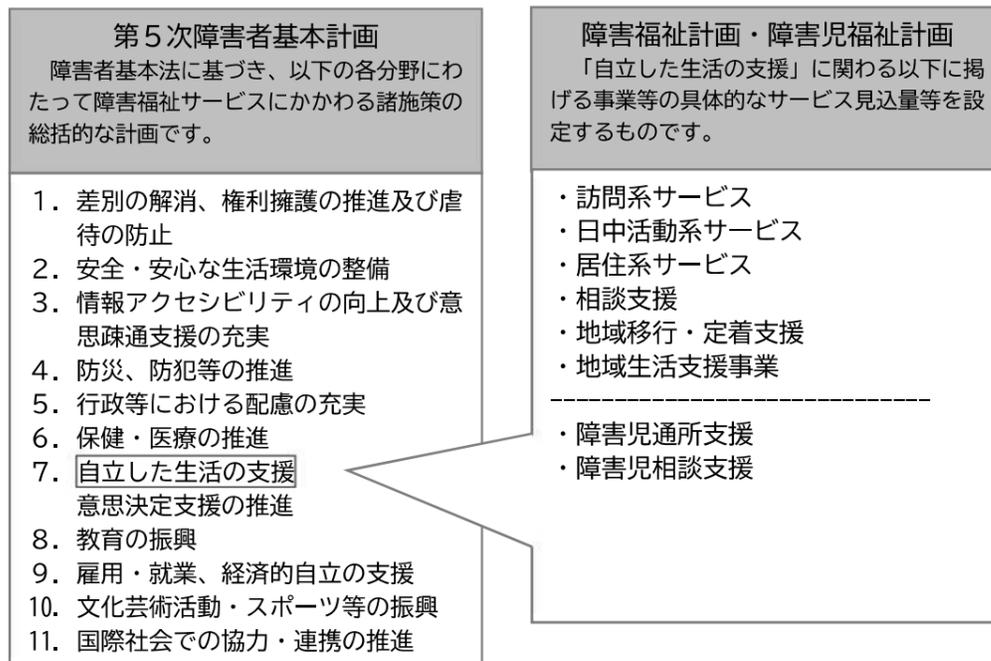
#### （1）計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化している。「第7期障害福祉計画」・「第3期障害児福祉計画」を策定するにあたり、国が定める基本指針や君津市の福祉の目指す方向性を踏まえるとともに、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における目標の進捗状況の評価と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標とする成果目標を設定する。

#### （2）障害者基本計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の関係

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	（第5次）障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針（都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）	
県	第八次千葉県障害者計画		
君津市	第4次君津市障害者基本計画	第7期君津市障害福祉計画・第3期君津市障害児福祉計画	

「障害者基本計画」と「障害福祉計画・障害児福祉計画」の関係と施策体系



#### （3）計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策等を示す計画として策定するもので、「君津市地域共生社会推進プラン」の障害福祉分野を具現化する実施計画として位置づけます。

また、第6期君津市障害福祉計画・第2期君津市障害児福祉計画に引き続き、第7期君津市障害福祉計画・第3期君津市障害児福祉計画と一体として策定します。

#### （4）計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。また、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

### 第2章 数値目標とサービスの見込量

#### （1）第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における評価と第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における数値目標の設定について

- ①施設入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

#### （2）障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

障害者総合支援法に規定する、障害福祉サービス並びに地域の特性や利用者の状況に応じた事業形態で実施される地域生活支援事業の令和8年度までの必要なサービス見込量を設定する。

### 第3章 計画の推進と進行管理

本計画の実施にあたっては、「君津市障害者地域自立支援協議会」と連携しながら、計画の進捗状況や評価、サービスの利用状況等について検討するなど、毎年度、計画の進行管理を行います。進行管理については、“PDCAサイクル”に沿って点検・評価を行っていきます。また、計画の実施状況は、毎年度、市ホームページ等で公表します。

